

瀬戸市心身障害者医療費助成条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 23 年 8 月 22 日

瀬戸市長 増岡 錦也

瀬戸市規則第 25 号

瀬戸市心身障害者医療費助成条例施行規則の一部を改正する規則

瀬戸市心身障害者医療費助成条例施行規則（昭和 48 年瀬戸市規則第 18 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(受給者証の交付申請)</p> <p>第 4 条 <u>条例第 5 条第 1 項の規定による</u>障害者医療費受給者証（第 1 号様式。以下「受給者証」という。）の交付を受けようとする<u>受給資格者</u>は、障害者医療費受給者証交付・更新申請書兼障害者医療費受給資格等変更・喪失届（第 2 号様式）を市長に提出しなければならない。</p> <p>2 <u>前項に規定する申請には</u>、次に掲げる書類を添えなければならない。</p> <p>&lt;省略&gt;</p> <p>国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）による被保険者であることを証する被保険者証又は社会保険各法による被保険者若しくは被扶養者であることを証する被保険者証、組合員証若しくは加入者証</p> <p>3 市長は、<u>第 1 項の規定による申請があった場合</u>において、その者が受給資格者であることを確認したときは、受給者証を交付するものとする。</p>	<p>(受給者証の交付申請)</p> <p>第 4 条 条例第 5 条第 1 項に<u>規定する</u>障害者医療費受給者証（第 1 号様式。以下「受給者証」という。）の交付を受けようとする者は、障害者医療費受給者証交付・更新申請書兼障害者医療費受給資格等変更・喪失届（第 2 号様式）を市長に提出しなければならない。</p> <p>2 <u>前項の申請書には</u>、次に掲げる書類を添えなければならない。</p> <p>&lt;省略&gt;</p> <p>国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）による被保険者であることを証する被保険者証又は社会保険各法による被保険者若しくは被扶養者であることを証する被保険者証若しくは組合員証</p> <p>3 市長は、<u>第 1 項に規定する申請があった場合</u>において、その者が受給資格者であることを確認したときは、受給者証を交付するものとする。</p>

4 受給者証の有効期間は、前項に規定する確認があった日の属する月の初日（その者がその日において受給資格者でない場合は、受給資格者となった日。以下「開始日」という。）からその者が受給資格者でなくなる日又は市長が別に定める日のいずれか早い日（以下「有効期限」という。）までとする。ただし、市長が特に定める場合は、この限りでない。

（受給者証の更新申請等）

第4条の2 受給者証の交付を受けた者（以下「受給者」という。）が、有効期限の後も引き続き受給者証の交付を受けようとするときは、あらかじめ、障害者医療費受給者証交付・更新申請書兼障害者医療費受給資格等変更・喪失届に有効期限の後も引き続き受給資格者であることを証明することができる前条第2項に定める書類を添えて市長に提出しなければならない。

2及び3 <省略>

（障害者医療費の請求）

第6条 条例第6条第1項の規定により障害者医療費の支払いを受けようとする医療機関等は、障害者医療費請求書を市長に提出するものとする。

（助成の方法の特例）

第6条の2 条例第6条第2項の特別の理由があると認めるときは、次の各号のいずれかに該当するときとする。

4 受給資格者の有効期間は、前項に規定する確認があった日の属する月の初日（その者がその日において受給資格者でない場合は、受給資格者となった日。以下「開始日」という。）から、その者が受給資格者でなくなる日（以下「有効期限」という。）までとする。

5 前項において、有効期限が定められていない場合又はその有効期限が平成22年7月31日以降の場合は、平成22年7月31日（以下「基準日」という。）を有効期限とし、以後開始日にかかわらず基準日から3年ごとの7月31日を有効期限とする。ただし、市長が特に定める場合は、この限りでない。

（受給者証の更新申請等）

第4条の2 受給者証の交付を受けている者が、有効期限の後も引き続き受給者証の交付を受けようとするときは、あらかじめ、障害者医療費受給者証交付・更新申請書兼障害者医療費受給資格等変更・喪失届に有効期限の後も引き続き受給資格者であることを証明することができる前条第2項に定める書類を添えて市長に提出しなければならない。

2及び3 <省略>

（医療費の請求）

第6条 条例第6条第1項の規定により市長から支払いを受ける医療機関等は、障害者医療費請求書を市長に提出するものとする。

（助成の方法の特例）

第6条の2 条例第6条第2項に規定する特別の理由があると認めるときは、次の各号のいずれかに該当するときとする。

<p>から まで &lt;省略&gt;</p> <p>2 受給者は、条例第6条第2項に規定する方法により<u>障害者医療費の助成を受けようとするときは、障害者医療費助成申請書（第4号様式）を、市長に提出しなければならない。</u></p> <p>3 &lt;省略&gt;</p> <p>（助成額の決定）</p> <p>第7条 市長は、前条第2項の規定による申請があったときは、助成額を決定し、<u>その助成額を当該申請者に通知しなければならない。</u></p> <p>（受給資格喪失の届出）</p> <p>第8条 受給者は、条例第3条第1項に規定する<u>受給資格者に該当しなくなったときは、速やかに、障害者医療費受給者証交付申請書兼障害者医療費受給資格等変更・喪失届に受給者証を添えて、市長に届け出なければならない。</u></p> <p>（氏名変更等の届出）</p> <p>第10条 条例第7条の規則で定める事項は、次のとおりとする。</p> <p>受給者の氏名</p> <p>受給者の住所</p> <p>&lt;省略&gt;</p> <p>条例第4条第1項において医療に関する給付を行う保険者、<u>共済組合若しくは日本私立学校振興・共済事業団（以下「保険者等」という。）</u>、<u>当該保険者等の名称若しくは事務所の所在地又は当該医療の給付の内容</u></p> <p><u>国民健康保険法による被保険者である受給者</u>にあつては、<u>その者の属する世帯の同法に規定する世帯主若しくは組合員、当該世帯主若しくは組合員の氏名若しくは住所又は被保険者証の記号番号</u></p>	<p>から まで &lt;省略&gt;</p> <p>2 受給者は、条例第6条第2項に規定する方法により<u>条例第4条第1項に規定する障害者の医療費（以下「障害者医療費」という。）の助成を受けようとするときは、障害者医療費助成申請書（第4号様式）を、市長に提出しなければならない。</u></p> <p>3 &lt;省略&gt;</p> <p>（助成額の決定）</p> <p>第7条 市長は、前条第2項の規定により申請があったときは、助成額を決定し、<u>当該申請者に通知しなければならない。</u></p> <p>（受給資格喪失の届出）</p> <p>第8条 受給者は、条例第3条第1項の規定に該当しなくなったときは、速やかに、<u>障害者医療費受給者証交付申請書兼障害者医療費受給資格等変更・喪失届に受給者証を添えて、市長に届け出なければならない。</u></p> <p>（氏名変更等の届出）</p> <p>第10条 条例第7条に規定する規則で定める事項は、次のとおりとする。</p> <p>氏名</p> <p>住所</p> <p>&lt;省略&gt;</p> <p>条例第4条第1項に規定する医療に関する給付を行う保険者若しくは共済組合、<u>当該保険者若しくは共済組合の名称若しくは事務所の所在地又は当該医療の給付の内容</u></p> <p><u>被保険者証又は組合員証の記号及び番号</u></p>
---	--

<p>— <u>社会保険各法による被保険者、組合員若しくは加入者である受給者</u>にあつては、<u>被保険者証、組合員証若しくは加入者証の記号番号</u></p> <p>— <u>社会保険各法による被扶養者である受給者</u>にあつては、<u>受給者が被扶養者となっている被保険者、組合員若しくは加入者、当該被保険者、組合員若しくは加入者の住所若しくは氏名又は被保険者証若しくは組合員証の記号番号</u></p> <p>— &lt;省略&gt;</p> <p>2 &lt;省略&gt;</p>	<p>— &lt;省略&gt;</p> <p>2 &lt;省略&gt;</p>
---	---

附 則

この規則は、公布の日から施行する。